

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ – ピムコ ショート・ターム ストラテジー トルコリラクラス

ケイマン籍オープン・エンド型契約型公募外国投資信託(トルコリラ建て)



- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ(以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストであるピムコ ショート・ターム ストラテジー(以下「ファンド」といいます。)に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、日本における販売会社にご請求いただければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。なお、ご請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされており、ご留意ください。
- また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は、WEBサイト(<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp>)でもご覧いただけます。
- ファンドは、トルコリラクラスの受益証券を発行します。
- トルコリラクラスはトルコリラにより表示され、かかるクラスの表示通貨を「基準通貨」といいます。

- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
 - この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2022年1月31日に関東財務局長に提出しており、2022年2月1日にその届出の効力が生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を2022年4月28日に関東財務局長に提出しております。
 - 投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の対象ではありません。
 - 投資信託は、元本・利回りの保証はありません。
 - ファンドは、主に米ドル建てのピムコ・パーミュエダ・トラスト - ピムコ ショート・ターム ストラテジー クラスC(米ドル)クラス(以下「投資対象ファンド」といいます。)を投資対象としています。ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、為替相場の変動、金利や通貨価値の変動等の影響により上下し、また、組み入れられた債券の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、投資元本を割り込むことがあります。また、トルコリラクラスの受益証券は、1口当たり純資産価格が外貨建てで算出されるため、円貨にて外貨建て資産を評価する際には為替相場の影響も受けます。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、全て投資者の皆様はに帰属いたします。投資信託は預貯金と異なります。
 - ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の主な変動要因としては、「価格変動リスク(債券市場リスク)」「価格変動リスク(信用リスク)」「為替リスク(トルコリラクラス)」「カントリーリスク」「流動性リスク」「ハイイールド債リスク」「新興市場リスク」「発行体リスク」「デリバティブ・リスク」「マネジメント・リスク」などがあります。
- ※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

■管理会社は
クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

■受託会社は
エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド

管理会社	<p>クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻しを行います。 ・2000年1月4日に、ケイマン諸島の会社法に基づいて、設立されました。 ・管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。管理会社は、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権利を有し、ファンド資産の管理・運用を行う義務を負います。 ・資本金の額は、2022年2月末日現在、735,000米ドル(約8,493万円)です。 <p>(注)米ドルの円換算は、2022年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=115.55円)によります。</p>
受託会社	<p>エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの受託業務を行います。
投資運用会社	<p>ピムコジャパンリミテッド (PIMCO Japan Ltd)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの資産運用業務および管理会社代行サービス業務を行います。
報酬代行会社	<p>クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの報酬等支払代行業務を行います。
管理事務代行会社/ 保管会社	<p>ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務および資産の保管業務を行います。 <p>(注)ステート・ストリート・コーポレーション(以下「SSB」といいます。)とブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(以下「BBH」といいます。)は、SSBがBBHのインベスター・サービス事業を買収することで合意に至った旨を発表しています。今後、事業買収が完了後、ファンドの保管会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、BBHからSSBの関係会社に変更となる予定です。</p>
代行協会員	<p>クレディ・スイス証券株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの代行協会員業務を行います。
日本における販売会社	<p>SMBC日興証券株式会社 みずほ証券株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本におけるファンドの受益証券の販売・買戻業務を行います。 <p>(注)みずほ証券株式会社による受益証券の販売開始日は、2022年8月1日です。</p>

■ ファンドの目的

実質的に主として、米ドル建て投資適格債券に幅広く投資を行い、投資元本の保全と日々の流動性を確保しつつ、インカムの最大化を目指します。

■ ファンドの特色

- 実質的に主として米ドル建て投資適格債券に投資を行い、デュレーションは原則1年以内とします。
 - 投資運用会社は、主として米ドル建て投資適格債券に投資を行う投資対象ファンドの受益証券に投資することで、かかる投資成果を享受することを目指します。
 - ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 投資対象ファンドのポートフォリオの構築においては、金利リスク、信用リスクを抑制し、高い流動性と安定性の確保を追求します。
 - 投資適格未満のハイイールド債への投資比率は投資対象ファンドの総資産額の10%を上限とします。
 - 米ドル建て以外の通貨建ての債券への投資は投資対象ファンドの総資産額の10%を上限とします。
- 債券運用において専門性を有するPIMCOが実質的な運用を担当します。
 - 投資対象ファンドの運用はグローバルに展開する世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社であるPIMCO (パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)が行います。
- トルコリラクラスは、米ドル・トルコリラ間の為替変動リスクの抑制を目的として米ドル売りトルコリラ買いの為替取引を行い、トルコリラベースでの安定性の確保を目指します。

(注) 円貨にてトルコリラ建てのトルコリラクラスを評価する際には、トルコリラ対日本円の為替相場の影響を受けます。

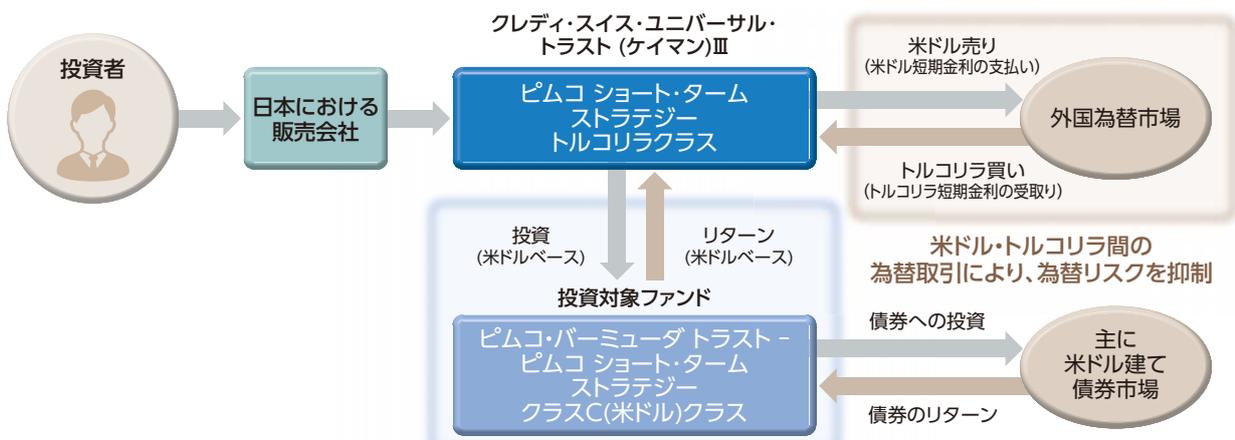
(注) クレディ・スイス・インターナショナルは、通貨管理事務会社として、受託会社との間で通貨先渡取引を行います。かかる通貨先渡取引は、通貨管理事務会社により管理されます。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ ファンドの仕組み

ファンドは、ピムコ ショート・ターム ストラテジー クラスC(米ドル)クラスに投資し、主に米ドル建て債券市場に投資を行います。また、ファンドにおいては、米ドル売りトルコリラ買いの為替取引により、米ドル・トルコリラ間の為替変動リスクを抑制し、トルコリラベースでの安定性を追求します。

ファンドの仕組みのイメージ



米ドルベースで債券市場へ投資

$$\text{投資者の損益} = \text{債券のリターン (米ドルベース)} + \text{トルコリラ短期金利の受取り} - \text{米ドル短期金利の支払い}$$

出所：PIMCOのデータを基にクレディ・スイス作成

■ 投資制限

ファンドの主な投資制限は次のとおりです。

- 借入れは、原則として、借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができます。

※上記以外の制限および各制限の詳細については投資信託説明書(請求目論見書)をご参照ください。

■ 分配方針

原則として分配は行わない予定です。ただし、管理会社の決定により分配を行うことがあります。また、投資元本の一部から分配を行う場合があります。

※毎年7月の最終ファンド営業日である分配基準日の翌ファンド営業日(取引日でない場合、翌取引日)である分配宣言日に分配の有無を決定します。

※上記は、将来の分配金支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配が行われる場合、受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり率が小さかった場合も同様です。

■ 投資対象ファンドの運用会社の概要

PIMCOは、1971年に米国カリフォルニア州ニューポートビーチで設立された、債券運用に専門性を有する資産運用会社です。

債券運用における専門性と強い存在感

世界最大級の債券運用残高

グループの運用残高は約2.20兆米ドル(約253兆円)*と、世界最大級の債券運用残高を有します。

*2021年12月末時点

世界の様々な債券市場に第一線で活躍する運用担当者を配置

PIMCOは債券運用をリードする資産運用会社として、世界中の債券市場に第一線で活躍する運用担当者を配置し、投資機会の発掘に努めています。

経済見通しにおける実績

経済の構造変化を予測してきた実績

PIMCOは四半期毎に開催する経済予測会議に基づき経済見通しを策定します。過去、リーマン・ショックの原因となった米国サブプライム・ローン問題やギリシャ財政危機に端を発した欧州債務問題などを予測した実績を有します。

実績あるPIMCOの短期債運用

30年以上にわたる運用実績

PIMCOの短期債運用は1987年に運用を開始、現在同戦略を統括するジェローム・シュナイダーは、2015年に米国モーニングスター社より最優秀債券マネージャー賞を受賞しました。



Awards
2015

2015年米国モーニングスター社
最優秀債券マネージャー賞

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team for PIMCO Short Term (2015); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship. Morningstar Awards 2015©. Morningstar, Inc. All Rights Reserved. Awarded to Jerome Schneider and Team for U.S. Fixed-Income Fund Manager of the Year.

個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

出所：PIMCOのデータを基にクレディ・スイス作成

※PIMCOの過去の実績は、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

■ 1口当たり純資産価格の変動要因

- 投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、ファンドの1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用および為替相場の変動による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
- トルコリラクラスはトルコリラ建てのため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。
- ファンドは、その財産のおおむね全てを投資対象ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資対象ファンドにおけるリスクも伴います。

ファンドの主なリスク要因は次のとおりです。

価格変動リスク（債券市場リスク）

債券の価格の下落は、1口当たり純資産価格の下落要因です。

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。また、実質的にファンドが投資する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

価格変動リスク（信用リスク）

債務不履行の発生等は、1口当たり純資産価格の下落要因です。

ファンドが実質的に投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生または懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

為替リスク（トルコリラクラス）

ファンドは、米ドル建ての投資対象ファンドに投資し、トルコリラクラスについては米ドル売りトルコリラ買いの為替取引を行うことで、為替変動リスクの抑制をはかれますが、完全に為替リスクを排除することはできません。また、トルコリラ短期金利が米ドル短期金利より低い場合、トルコリラと米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意が必要です。

政府および通貨当局は、為替相場に悪影響を及ぼすおそれのある為替管理を課すことがあります。その結果、投資家が受領する換金代金または分配金が予想より減少したり、場合によってはこれらは一切受領できない場合があります。さらに、トルコリラが流動性を欠き、資金移動ができなくなったり、トルコリラを管轄する当局により外貨との交換制限および為替管理等の通貨制限が課されたりするリスクがあります。その場合、換金代金の支払が停止されることによる不利益および損失を被る可能性があります。

このような通貨リスクは、経済的および政治的事由ならびに通貨の需給等の管理会社または投資運用会社のコントロールの及ばない要因によります。トルコリラの為替相場は、主要な通貨と比較して、大きく変動する場合があります。

カントリーリスク

実質的な投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

ハイイールド債リスク

ハイイールド証券および同等の信用格付のない証券（一般に「ジャンク債」と称されます。）に投資するファンドは、かかる証券に投資しない他のファンドに比べて、より大きな信用リスク、繰上償還リスクおよび流動性リスクにさらされます。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられています。

新興市場リスク

非米国への投資リスクは、新興市場の証券にファンドが投資する場合、とりわけ高くなります。新興市場証券は、先進国と経済的に結びついている証券および商品に対する投資に伴うリスクと異なる、または場合によってはより大きい、市場、信用、通貨、流動性、法的、政治的およびその他のリスクをもたらすことがあります。

発行体リスク

証券の価値は、経營業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等のほか、発行体の過去および将来の収益や資産価値等、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがあります。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、繰上償還リスク、信用リスク、経営リスク等といった多数のリスクにさらされます。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴います。デリバティブ商品に投資する場合、ファンドは、投資した当初の額を超える損失を被る可能性があります。

マネジメント・リスク

ファンドの直接の投資対象である投資対象ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされます。投資対象ファンドの運用会社は、投資対象ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用しますが、これらが望まれる結果を生むとの保証はありません。

※上記以外のリスク要因および各リスク要因の詳細については、投資信託説明書(請求目論見書)をご参照ください。

■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドの受益証券はトルコリラ建てで発行されるため、日本円をトルコリラに替えて投資する際には、トルコリラ対日本円の為替リスクを伴います。

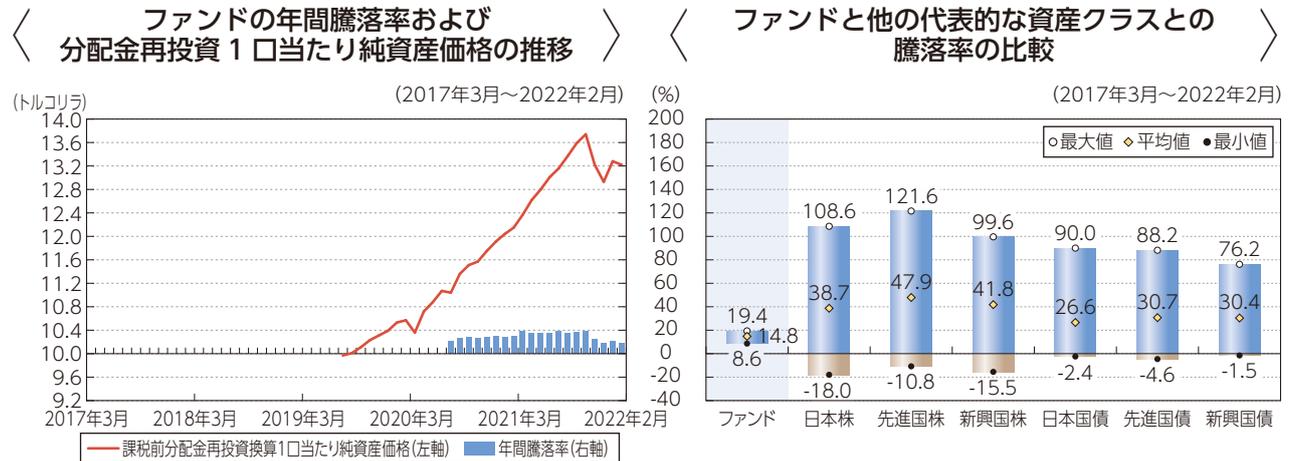
■ リスクの管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、ファンドは、デリバティブ取引（差金決済されない通貨先渡取引を除きます。）またはその他類似する取引を行いません。

投資運用会社は、投資判断の実施またはキャッシュフロー管理等のためにデリバティブを使用しません。投資対象ファンドは、UCITSに適用されるEUの規制に基づくリスク管理手法に従って、ファンドの信用リスクを管理します。

参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。下記右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。



※年間騰落率は、基準通貨であるトルコリラ建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドは、原則として分配を行わない予定であり、これまでで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

出所：FactSet Research Systems Inc.のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業作成

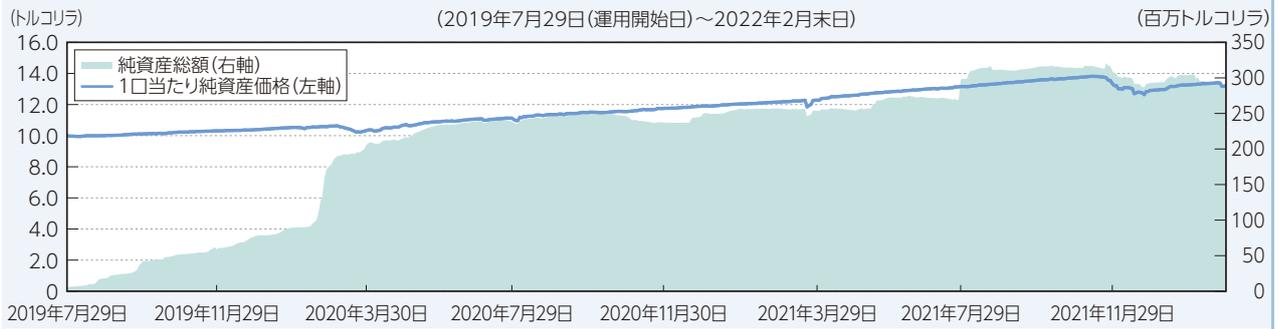
<各資産クラスの指数について>

- 日本株……………東証株価指数(TOPIX)(配当込)
- 先進国株……………MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(トルコリラベース)
- 新興国株……………MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(トルコリラベース)
- 日本国債……………JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)
- 先進国債……………JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)
- 新興国債……………JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※日本株、日本国債、先進国債および新興国債の各指数は、各月末時点の為替レートによりトルコリラ換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(トルコリラベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(トルコリラベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドをJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

基準価額および純資産の推移



※ファンドは、原則として分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

(2022年2月末日現在)

資産の種類	国名(地域名)	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託受益証券	パミュダ諸島	21,263,533.67	101.5
現預金・その他の資産(負債控除後)		-307,439.04	-1.5
合計 (純資産総額)		20,956,094.63 (約2,421百万円)	100.0

収益率の推移



(注) 収益率(%)=100×(a-b)÷b
 a=暦年末(2022年については2月末日)の1口当たりの純資産価格+当該期間の分配金の合計額
 b=当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格
 2019年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格(10.00トルコリラ)

■ お申込みメモ

ご購入の申込期間	2022年2月1日(火曜日)から2023年1月31日(火曜日)まで (注)申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
ご購入(申込)単位	1口以上1口単位
ご購入(申込)価格	各取引日*に適用される受益証券1口当たり純資産価格 (注)海外において、当初1口当たり10.00トルコリラで受益証券の発行が行われました。 ※「取引日」とは各ファンド営業日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。 「ファンド営業日」とは、ニューヨーク証券取引所および東京証券取引所が取引を行う日ならびにニューヨークおよびイスタンブールの銀行が営業を行う日(土曜日および日曜日を除きます。)ならびに/または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
ご購入(申込)代金	申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、お申込日の翌国内営業日)から起算して4国内営業日目までに日本における販売会社に支払うものとします。
ご換金(買戻)単位	1口以上1口単位
ご換金(買戻)価格	買戻日*に適用される受益証券1口当たり純資産価格 ※「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」は、管理会社の単独の裁量により、ファンドについて価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与えると判断される事由の発生をいいます。
ご換金(買戻)代金	日本における買戻代金の支払は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日(通常、買戻請求受付日の翌国内営業日)から起算して4国内営業日目までに行われます。
お申込締切時間	申込みおよび買戻しのいずれについても、原則として、各取引日/買戻日の午後4時(日本時間)までとします。
ご換金(買戻)制限	受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、管理会社は買戻しを延期することができます。
ご購入(申込)・ご換金(買戻)申込受付の中止および取消し	受託会社は、純資産総額の決定を停止する状況が発生した場合、ファンド障害事由が発生した場合、または、管理会社と協議の上、以下の期間等の間、受益証券の発行(申込み)および買戻しを停止できます。 ①投資対象ファンドが、投資対象ファンドの受益証券の発行もしくは買戻しの停止を宣言するか、または投資対象ファンドの純資産価格の計算の停止が宣言された場合 ②管理会社と協議のうえ、受託会社の判断により、ファンドの純資産総額等が、国際政治・経済情勢、取引対象国の投資方針の変更等を含む事由によって合理的にまたは公正に算出できない場合 ③トルコリラを管轄する当局により外貨との交換制限および為替管理等の通貨制限が課され、トルコリラが流動性を欠き正常な資金移動ができなくなった場合 ④受託会社、管理会社または投資運用会社の事業運営が、テロまたは天災等に起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される期間 ⑤受託会社および/または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合
設定日	2019年7月29日
信託期間	2163年12月1日まで
繰上償還 (ファンドの終了)	以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。 1. 管理会社が、投資運用会社および日本における販売会社と協議の上でその裁量により決定する場合 2. いずれかの評価日*の純資産総額が、3,000万米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が決定する場合 ※「評価日」とは、各ファンド営業日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。 3. ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社の意見において、実行不可能、不相当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合 4. ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合 5. 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合 6. 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 7. 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 8. ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合 また、以下の強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は、強制的に買い戻されます。 ・受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合

決算日	毎年7月31日
収益分配	原則として分配は行わない予定です。ただし、管理会社の決定により分配を行うことがあります。また、投資元本の一部から分配を行う場合があります。
信託金の限度額	ファンドにおける信託金について限度額はありません。 管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により募集の停止を行う場合があります。
運用報告書	管理会社は、ファンドの各計算期間(毎年7月31日)終了後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。 交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。
課税関係	ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。 ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
その他	<p>受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。</p> <p>外貨建投資信託の場合の適用為替レートについて 外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします。ただし、販売会社によっては、ファンドの受益証券の売買に関し、外貨でのお取扱いのみを行う場合があります。</p> <p>ご購入制限 管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等による受益証券の取得を制限することができます。</p>

※これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照下さい。

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																																					
ご購入時(申込)手数料	ありません。																																				
ご換金(買戻)手数料	ありません。																																				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																																					
実質的な費用	投資対象ファンドの受益証券で発生する費用を含めた、ファンドの資産から支払われる実質的な費用は、ファンドの純資産総額に対して、 合計最大年率0.995%程度を乗じた額およびその他費用 となります。 (注)管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。																																				
管理報酬等	<p>ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、次のとおりです。 ファンドの純資産総額に対して合計最大年率0.995%程度を乗じた額およびその他費用 (注)管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>支払先</th> <th>対価とする役務の内容</th> <th>報酬料(年率は純資産総額に対する割合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報酬代行会社報酬</td> <td>報酬代行会社</td> <td>管理会社報酬等の支払い代行業務</td> <td>年率0.12%^{※1}</td> </tr> <tr> <td>管理会社報酬</td> <td>管理会社</td> <td>ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務</td> <td>年間5,000米ドル</td> </tr> <tr> <td>受託会社報酬</td> <td>受託会社</td> <td>ファンドの受託業務</td> <td>年間10,000米ドル</td> </tr> <tr> <td>投資運用会社報酬</td> <td>投資運用会社</td> <td>ファンドに関する資産運用業務および管理会社代行サービス業務</td> <td>年率0.35%</td> </tr> <tr> <td>代行協会員報酬</td> <td>代行協会員</td> <td>ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等</td> <td>年率0.01%</td> </tr> <tr> <td>保管会社報酬</td> <td>保管会社</td> <td>ファンドの資産の保管業務</td> <td>年率0.025%</td> </tr> <tr> <td>管理事務代行報酬</td> <td>管理事務代行会社</td> <td>ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務</td> <td>年率0.07%(上限)^{※2}</td> </tr> <tr> <td>販売報酬</td> <td>日本における販売会社</td> <td>受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理等の業務</td> <td>年率0.42%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 管理会社報酬は年間5,000米ドル、受託会社報酬は年間10,000米ドルであり、年率0.12%の報酬代行会社報酬から支弁されます。 ※2 管理事務代行報酬は、ファンドの純資産価格の①5億米ドル以下の部分に対して年率0.07%、②5億米ドル超10億米ドル以下の部分に対して年率0.06%、③10億米ドル超の部分に対して年率0.05%となります。また、管理事務代行報酬は最低月間3,750米ドルです。</p>	手数料	支払先	対価とする役務の内容	報酬料(年率は純資産総額に対する割合)	報酬代行会社報酬	報酬代行会社	管理会社報酬等の支払い代行業務	年率0.12% ^{※1}	管理会社報酬	管理会社	ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務	年間5,000米ドル	受託会社報酬	受託会社	ファンドの受託業務	年間10,000米ドル	投資運用会社報酬	投資運用会社	ファンドに関する資産運用業務および管理会社代行サービス業務	年率0.35%	代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等	年率0.01%	保管会社報酬	保管会社	ファンドの資産の保管業務	年率0.025%	管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務	年率0.07%(上限) ^{※2}	販売報酬	日本における販売会社	受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理等の業務	年率0.42%
手数料	支払先	対価とする役務の内容	報酬料(年率は純資産総額に対する割合)																																		
報酬代行会社報酬	報酬代行会社	管理会社報酬等の支払い代行業務	年率0.12% ^{※1}																																		
管理会社報酬	管理会社	ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務	年間5,000米ドル																																		
受託会社報酬	受託会社	ファンドの受託業務	年間10,000米ドル																																		
投資運用会社報酬	投資運用会社	ファンドに関する資産運用業務および管理会社代行サービス業務	年率0.35%																																		
代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等	年率0.01%																																		
保管会社報酬	保管会社	ファンドの資産の保管業務	年率0.025%																																		
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務	年率0.07%(上限) ^{※2}																																		
販売報酬	日本における販売会社	受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理等の業務	年率0.42%																																		
投資対象ファンドの受益証券	投資対象ファンドの受益証券について、報酬・費用はかかりません。 (注)投資対象ファンドを運用するPIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)のサービスに対する費用は、投資運用会社が投資運用会社報酬から支払います。																																				
その他の費用・手数料	上記の報酬のほか、設立費用、監査報酬、目論見書等の印刷費用、信託財産の処理に関する費用、設定後の法務関連費用、ポートフォリオ取引等に関する費用や支出、信託財産にかかる租税等がファンドの信託財産から支弁されます。「その他の費用」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。																																				

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照ください。

■ 税金

<個人投資者の税制>

- 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)
- 受益証券の換金(買戻)または償還に基づく損益は、個人受益者について、換金(買戻)時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315%(所得税15.315%、住民税5%)が課せられます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)

<法人投資者の税制>

- 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)

上記は、2022年2月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

